

«リレープラザ»

## 薬剤師認定制度認証機構について

内 山 充 Mitsuru Uchiyama

有限責任中間法人 薬剤師認定制度認証機構

### 1. はじめに

薬剤師認定制度認証機構（以下本機構）は、免許取得後の薬剤師が自己研鑽によって修得した「薬学的専門職能」に対して与えられる認定や資格の証書（Credentials）の信頼性を高めるために、それら認定制度を評価・認証（Accredit）する目的で設立された中立の法人である。

昨年7月に発足し、初年度には評価基準や認証の手順および認証申請記載指針の作成、あるいは全国規模での評価委員の依頼と打合せなどを行い、基盤としての体制を整えることができた。これらの文書や会議記録は、全てホームページ (<http://cpc-j.org>) に公開してあるので、具体的に認証に関心をお持ちの方は、是非ホームページを参照されたい。

ここで言う「薬学的専門職能」とは、必ずしもいわゆる特定分野のスペシャリストとしての専門薬剤師を意味するものではない。薬学という専門領域での豊かな知識と経験を備え、人びとから求められる医療職としての役割を果たせるジェネラリストとしての薬剤師職能を、むしろ重視して考えている。

(社)日本薬剤師会、(社)日本病院薬剤師会、(社)日本薬学会、日本医療薬学会、(社)日本私立薬科大学協会、国公立薬学部長会議、(財)日本薬剤師研修センターを発起団体とし、いわば薬剤師全体が相互評価の立場から各種の認定の内容を保証することを目的とした。理事会メンバーもこれらの団体の代表者を中心に構成されている。

元来、認証というのは、強制したり押しつけるものではないし、許認可のように事業自体を拘束するものでもない。認定事業を行う団体から、自らの認

定制度の質が保証される客観的証明が欲しいという申し出を受けて、評価し、その結果を公表するのが基本的考え方である。

### 2. 生涯学習と Credentials

薬剤師教育の年限を6年とする制度改革は、医療の変革や社会的要請に後押しされているとはいえ、薬剤師自ら、今までの薬学教育が不十分であると言い切り、その改革を求めてきたものである。したがって、大学教育の抜本的改革は勿論のことではあるが、卒後の薬剤師がそのままで良いというのでは筋が通らない。このままでは世間に安心して信頼してはもらえない。全ての薬剤師は質的に生まれ変わる努力をして、それが世の中に見えるようにならなければならない。

そもそも、進歩が激しい医学・薬学分野では “One who has graduated yesterday, and stops learning today, will be uneducated tomorrow<sup>1)</sup>” 昨日卒業して、今日学ぶのを止めれば、明日は無学者”（テネシー大学）といわれる。薬剤師が期待される職務を果たすためには、免許取得直後から生涯にわたる継続学習が必須である。これは医療実務に携わる薬剤師ばかりではない。教育、研究に携わる薬剤師においても全く同様である。必要な能力・適性を常に維持するために、生涯学習を自己責任の下で行っていることの証明を受け、それを世の中に明らかに示すには、各種認定などの資格証書（Credentials）を受ける必要がある。博士の学位は更新制のない Credential のひとつである。

### 3. 生涯研修と CPD

薬剤師の生涯学習は先進諸国では早くから励行され、その内容や方法について多くの改善がなされているが、ここ数年来、欧米の薬剤師生涯学習の方向は、受動的でなく能動的でしかも個々の薬剤師業務に適する研修を目指して Continuing Education(生涯教育)から Continuing Professional Development(生涯職能開発、専門性の向上)へと移っていることは良く知られている。CPDとは、2002年9月のFIPにおける定義によれば「個々の薬剤師が、専門職としての能力・適性を常に確保するために、生涯を通じて知識、技術、態度を計画的に維持、発展、拡充するという責任行為」である。

そして、具体的にCPDの過程は、自己査定⇒計画立案⇒実行⇒内容記録⇒自己反映のサイクルであるという<sup>2)</sup>。教育は与えられる場面が多いが、本来知識技能は自ら獲得するべきものである。すなわち個人個人の仕事や関心にしたがって、学習に必要なものを自己判断し、それを達成するために研修自分で立案、実行、記録、評価するというものであり、あくまでも自己責任により行われるものだという。このような努力の積み重ねに対して生涯研修認定証が与えられ、それを世の中にアピールすることは、薬剤師の存在意義を高める有効な手段となるに違いない。

### 4. 専門薬剤師への道

CPDへの展開の延長線上には、当然特定の疾病あるいは領域を対象とした専門薬剤師化があり、アメリカでは既にいくつかの専門薬剤師が誕生している<sup>3)</sup>。わが国でも医師では現在までに多くの診療科について、それぞれ学会の責任において専門医制度が実施されている。薬剤師に関しても最近、特定の領域や課題について専門薬剤師を育てようとする動きが活発となってきたがこれは必然的な趨勢といえる。

専門薬剤師は、特定の診療領域や疾病について薬剤師の職能を生かすことにより、患者の安全と薬物治療の効果を増し、薬物の絡む医療過誤を防ぐことが期待され、さらに薬物の適切な選択を通じて医療費の節減も図ることができる。しかし、認定を受けた専門薬剤師の知識・技術水準と実際の働きが、薬

剤師職能に対する医療従事者あるいは患者からの評価に直接つながるので、いい加減な専門薬剤師を認定することは薬剤師の自殺行為ともなりかねないところから、認定制度の質的な保証が重要となる。

### 5. 認証の対象となる認定制度

#### 5.1 生涯研修の認定実施機関（プロバイダー）

生涯研修は今や義務化に向かう趨勢にある。全薬剤師が、一定年限ごとに定められた単位に相当する研修を受けるためには、適正な生涯研修を責任持って実施し、生涯研修の履修を証明するための「単位給付と認定」を行う実施機関（プロバイダー）を全国的に育成する必要が生じる。そしてそれらの単位はすべて互換性でなければならない。そのために共通の基準に基づく評価・認証が必要となる。

アメリカでは、薬剤師免許の更新に必要な単位取得のために、400近くのプロバイダーがACPE (Accreditation Council for Pharmacy Education 薬剤師教育認証協議会)により認証され公表されている<sup>4)</sup>。わが国でも100箇所程度の質の高い生涯研修プロバイダーができてもおかしくはない。このようなプロバイダーの認証は本認証機構の重要な事業の一つとなろう。

生涯研修プロバイダーは、非営利の組織であって、適切な計画と内容に基づいた研修プログラムをもち、種々の履修法による受講に対して研修内容の評価や受講者の受講記録等の体制を有し、妥当な単位を給付し、資格取得者を認定することのできる機関である。

アメリカの例で見ると、生涯研修プロバイダーには薬系大学と、薬系の学・協会と、教育企業がほぼ1/4ずつを形成し、残りが医療機関や出版企業等となっている<sup>4)</sup>。わが国でも、組織・人材が備わっている薬科大学が、生涯研修プロバイダーの第一候補となると考えられるが、優れた実績のある地域薬剤師団体、職能団体とその支部、あるいは薬剤師の生涯研修を目的とする中間法人などの参画も大いに期待される。

プロバイダーには、事業目的や研修のビジョンに特色があつてよい。特定の課題に集中して研修を行い、一定の水準に達したものを認定する制度も生まれてよいと考える。それらを仮に生涯研修の中で「特定研修制度」と呼んでいる。ただし、医療を支え

る質の高い薬剤師として患者の安全確保に貢献するという最終目的を目指したプランである必要がある。日本生薬学会が日本薬剤師研修センターと共同で行っている「漢方薬・生薬認定薬剤師制度」がこれに当たる。

### 5.2 専門薬剤師の認定

専門薬剤師制度は、薬剤師が特定の診療科あるいは疾病領域など薬学実務領域で、あるレベル以上の能力と適性を持っていることを、業務経歴、学習実績、および試験等により確かめて認定するものである。

アメリカの場合では薬剤師の職能団体が単独あるいは他の団体と合同で認定組織を作つて行っている<sup>3)</sup>ので、わが国でもそのような形がとられるであろう。先に述べたように質の保証が重要となり、多角的に慎重な評価・認証が必要となる。専門薬剤師認定制度の認証はこの意味からも本機構にとって責任のある重要な業務となる。

専門薬剤師の認定制度は、原則として、実施に責任を持つ機関や団体が、選ぼうとする課題や領域の専門家グループを組織し認定の領域と目的を明確にする必要がある。次いで履修すべきカリキュラムや必要に応じて実習の内容を設定する。さらに必要に応じて研修の講師、指導者等を選定しプログラムを策定する。その後に履修成果を実証するための試問や試験の関連事項を定めるという経過で設立される。その過程で関連医学会との連絡調整が必要である。履修の方法（座学、遠隔、独学）や経歴・実績の判断基準が適切に定められていることも評価の対象となる。

### 5.3 その他の認定制度

例えば実務実習指導薬剤師の認定、あるいは特定の基礎薬学分野で高度の職能を持つ薬剤師などに対する認定等を行う事業体からの申請があれば認証対象とする。「専門薬剤師」という分類は、原則として

その専門職能を直接患者に対応するする場面で活用するスペシャリストと考えている。したがって、専門職能を患者以外の人、例えば薬剤師を相手にして活用するような場合（実習指導やコミュニケーション指導あるいは介護認定審査会への参画のための専門指導等）は「その他の認定制度」の部類に入る。薬剤学会は、薬剤師実務の基礎を支え応用に役立つ頭脳集団であるので、今後この種の特定分野の認定制度実施を検討していただけるのではないかと期待している。

## 6. おわりに

薬剤師認定制度認証機構は、画期的な法改正をその目的とする薬剤師の質の向上と国民医療の改善につなげる幾つかの方策、すなわち生涯研修の義務化と専門薬剤師の養成、の受け皿として発足した。薬剤師一人一人が法改正の意味を改めて認識して自らの能力・適性を高め世の中にアピールするための Credentials を得られるように、しっかりした内容と実施母体を持つ認定制度が数多く生まれて欲しいと考えている。それにより、全国津々浦々に生涯研修の実績が積み重ねられ、薬剤師の活動を通じてわが国の医療の改善が実感されるような時代が到来することを願っている。

## 参考文献

- 1) 原文のまま、過去を示す単語の前の現在完了は誤りと指摘する日本人もいるが、大学当局は意に介しないという（なお、テネシー大学はこれに良く似た表現の標語を3種類使っている）
- 2) M.J. Rouse, CPD-Continuing professional development in pharmacy, *Am. J. Health-Syst. Pharm.*, **61**, 2069–2076 (2004).
- 3) CCP Resource Document: Credentialing in Pharmacy-December 2004 (<http://www.pharmacycredentialing.org/default.htm>)
- 4) Directory of Accredited Providers (<http://www.acpe-accredit.org/ceproviders/providers.asp>)